

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

阿南市水道部から大切なお知らせ

## 令和元年10月1日から 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、  
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。  
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	令和元年9月30日～令和2年9月29日(1年)
H11.4.1～H15.3.31	令和元年9月30日～令和3年9月29日(2年)
H15.4.1～H19.3.31	令和元年9月30日～令和4年9月29日(3年)
H19.4.1～H25.3.31	令和元年9月30日～令和5年9月29日(4年)
H25.4.1～R1.9.30	令和元年9月30日～令和6年9月29日(5年)

初回の更新手続き、受付期間については、対象となる指定給水装置工事事業者様へ、**改めて通知します。**  
なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**

- 指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の基準)**を準用し、次のとおり確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

### ●更新申請に必要な書類

- ・水道法施行規則に定められた様式第1(申請書)、第2(誓約書)及び別表(機械器具調書)
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は**住民票**(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(**免状**又は**技術者証**等)

### ◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ②指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ③給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

### ◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等  
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは  
阿南市水道部水道課 給水係 電話:0884-22-3295